

屋外広告物法(以下「法」という。)第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成24年11月20日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成24年10月2日	左京区	岩倉南池田町			2	平成24年10月2日
平成24年10月5日	左京区	岡崎入江町			1	平成24年10月5日
平成24年10月9日	左京区	岩倉南平岡町			1	平成24年10月9日
	右京区	太秦北路町			1	
		太秦棚森町			1	
平成24年10月12日	南区	東九条南烏丸町			3	平成24年10月12日
	伏見区	竹田醍醐田町			1	
		桃山最上町			1	
平成24年10月16日	伏見区	竹田流池町			1	平成24年10月16日
		竹田久保町			1	
平成24年10月19日	左京区	田中高原町			1	平成24年10月19日
	山科区	西野八幡田町			1	
		西野椋本町			1	
	伏見区	竹田久保町			1	
平成24年10月23日	伏見区	大津町			1	平成24年10月23日
		周防町			1	
平成24年10月26日	南区	東九条南河辺町			3	平成24年10月26日
		吉祥院石原堂ノ後町			1	
		吉祥院西浦町			2	
平成24年10月30日	左京区	北白川久保田町			1	平成24年10月30日
	伏見区	久米町			1	
		竹田久保町			1	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局都市景観部市街地景観課

(都市計画局都市景観部市街地景観課)